（電気事業会計規則の一部改正）

第十四条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第三条の三中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十一条第一項中「新エネルギー等発電」を「新エネルギー等発電等」に改める。

第三十九条中「第二十七条の十二」の下に「、第二十七条の十二の十三」を加える。

別表第一(1)新エネルギー等発電設備の科目中「新エネルギー等発電設備」を「新エネルギー等発電等設備」に、「及び廃棄物発電設備」を「、廃棄物発電設備及び蓄電設備」に改める。

別表第一(1)建設仮勘定の科目の総係費の項中「第40条」を「第36条」に改める。

別表第一(10)新エネルギー等発電費の科目中「新エネルギー等発電費」を「新エネルギー等発電等費」に改め、同科目の燃料費の項中「新エネルギー等発電用」を「新エネルギー等発電等用」に改め、同科目の非化石証書関連振替額の項中「新エネルギー等発電費」を「新エネルギー等発電等費」に改める。

別表第二の第一表新エネルギー等発電設備の科目中「新エネルギー等発電設備」を「新エネルギー等発電等設備」に改める。

別表第二の第二表新エネルギー等発電費の科目中「新エネルギー等発電費」を「新エネルギー等発電等費」に改め、「使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分」の科目を削る。

別表第二の第五表新エネルギー等発電費の区分中「新エネルギー等発電費」を「新エネルギー等発電等費」に改める。

別表第二の第六表(1)新エネルギー等発電設備の科目中「新エネルギー等発電設備」を「新エネルギー等発電等設備」に改める。

別表第二の第六表(3)新エネルギー等発電設備の区分中「新エネルギー等発電設備」を「新エネルギー等発電等設備」に改める。

別表第二の第六表(4)新エネルギー等発電設備の区分中「新エネルギー等発電設備」を「新エネルギー等発電等設備」に改める。

別表第二の第七表新エネルギー等発電設備の区分中「新エネルギー等発電設備」を「新エネルギー等発電等設備」に改める。

別表第三の第一表新エネルギー等発電費の区分中「新エネルギー等発電費」を「新エネルギー等発電等費」に改める。

（電源線に係る費用に関する省令の一部改正）

第十五条　電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2　この省令において「電源線」とは、発電所又は蓄電所から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする変電、送電及び配電に係る設備（以下「変電等設備」という。）であって、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する次の各号のいずれかに掲げるものをいう。	2　この省令において「電源線」とは、発電所から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする変電、送電及び配電に係る設備（以下「変電等設備」という。）であって、一般送配電事業者が維持し、及び運用する次の各号のいずれかに掲げるものをいう。
一　変電等設備であって、発電所又は蓄電所の構内と構外の境界を起点とし、当該起点（供給区域外に設置された発電所又は蓄電所の場合にあっては、当該供給区域の境界）から数えて一番目の変電所又は開閉所（専ら当該発電所又は蓄電所への事故波及の防止を目的として設置されたものを除く。）までのもの（当該一番目の変電所及び開閉所に係る設備を除き、当該変電等設備から分岐して設置されるものを含む。）	一　変電等設備であって、発電所の構内と構外の境界を起点とし、当該起点（供給区域外に設置された発電所の場合にあっては、当該供給区域の境界）から数えて一番目の変電所又は開閉所（専ら当該発電所への事故波及の防止を目的として設置されたものを除く。）までのもの（当該一番目の変電所及び開閉所に係る設備を除き、当該変電等設備から分岐して設置されるものを含む。）
二　高圧電線路であって、発電所又は蓄電所の構内と構外の境界を起点として、当該発電所又は蓄電所側から数えて一番目の他の高圧電線路と接続する箇所（一需要場所の引込線（専ら個別の需要に応ずる電気の供給のために設置された電線路をいう。）と接続する箇所、発電所又は蓄電所のみと接続している電線路と接続する箇所その他これらに類する箇所を除く。）までのもの	二　高圧電線路であって、発電所の構内と構外の境界を起点として、当該発電所側から数えて一番目の他の高圧電線路と接続する箇所（一需要場所の引込線（専ら個別の需要に応ずる電気の供給のために設置された電線路をいう。）と接続する箇所、発電所のみと接続している電線路と接続する箇所その他これらに類する箇所を除く。）までのもの
3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、電源線に含めないものとする。	3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、電源線に含めないものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　発電所又は蓄電所の構内における変電設備により電圧を下降させた後に発電所又は蓄電所の構外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係る設備	三　発電所の構内における変電設備により電圧を下降させた後に発電所の構外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係る設備
四・五　［略］	四・五　［略］
六　分岐しない送電及び配電に係る設備であって、発電所又は蓄電所から需要設備までの間に変電所又は開閉所が設置されていないもの	六　分岐しない送電及び配電に係る設備であって、発電所から需要設備までの間に変電所又は開閉所が設置されていないもの